別添４

JR グループ精神障害者割引制度の導入について

令和7（2025）年4月1日から、JR グループで精神障害者割引制度が導入されます。

1　対象者

精神障害者保健福祉手帳（写真付き）で、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄に第一種又は第二種の記載のあるものの所持者

＊**第一種**:精神障害者保健福祉手帳 **１級**の方

＊**第二種**:精神障害者保健福祉手帳 **２級**又は **３級**の方

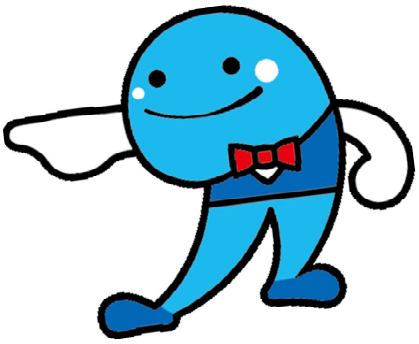

2　JR 精神障害者割引制度の概要

(1)介護者と一緒にご利用になる場合

ア　手帳をお持ちの方と介護者には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
イ　割引となる介護者は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種精神障害者と介護者	•普通乗車券•回数乗車券•普通急行券 •定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）	5割
12 歳未満の第二種精神障害者と介護者	•定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）	5割

(2)手帳をお持ちの方がひとりでご利用になる場合

片道の営業キロが 100 キロを超える場合に限ります。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種精神障害者 第二種精神障害者	•普通乗車券	5割

※割引の乗車券類は、令和7（2025）年4月1日から発売されます。

※詳しくは、利用される公共交通機関へお問い合わせください。

＊ 令和7年 新様式の手帳の場合

写真の貼付がない方は、JR の割引が利用できません。

新様式の手帳は、こちらに旅客運賃減額が表示されます。

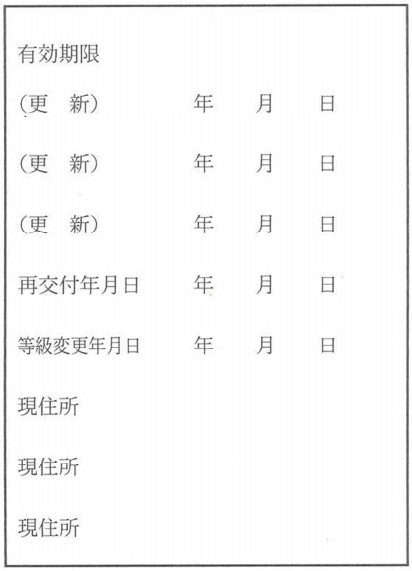

＊ 旧様式の手帳の場合

写真の貼付がない方は、JR の割引が利用できません。

旧様式の手帳は、こちらに旅客運賃減額のスタンプを押印し、該当種別に〇印を記入します。
※記入は、お住まいの市町村申請窓口にて行います。

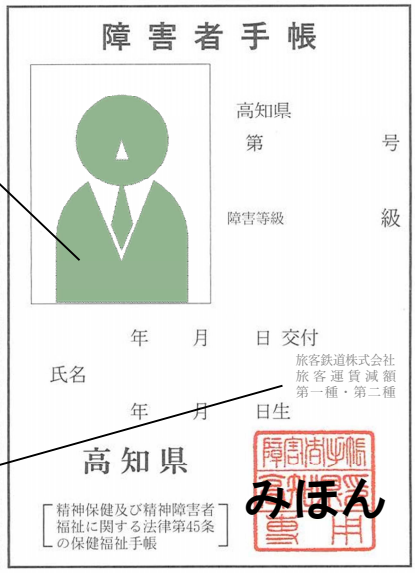

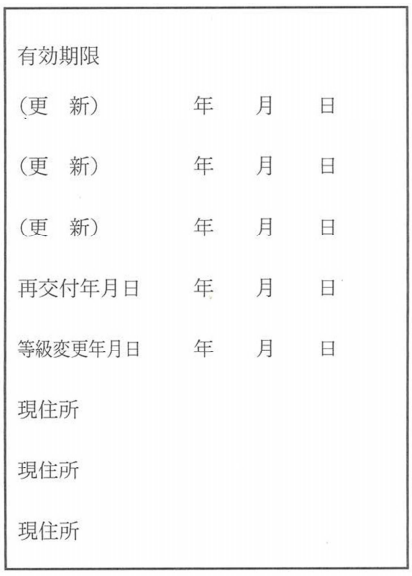

◆割引を利用するために、手続が必要な場合があります。

手続が必要な手帳
- ①顔写真の貼付がない方
- ②旅客運賃減額の記載のない方

① 顔写真の貼付がない方

手帳の再交付申請が必要です。(再交付には1ヶ月以上かかる場合があります。)
現在お持ちの手帳(有効期限が切れていないものに限る。)
顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影されたもの)
2枚を、お住まいの市町村の手帳申請窓口にご持参ください。

② 旅客運賃減額の記載のない方

現在お持ちの手帳(有効期限が切れていないものに限る)に追記しますので、
お住まいの市町村の手帳申請窓口にご持参ください。